

## ◆用語集

用 語	解 説
地域公共交通確保維持改善事業	地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において、地域の特性・実状に最適な交通手段を確保・維持するために生活交通ネットワーク計画に基づいて実施される事業をいう。
生活交通ネットワーク計画	地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会又は都道府県若しくは市町村が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう。
地域公共交通会議	<p>地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項を協議するために設置し、地域の需要に即した乗合運送サービスが提供されることにより、地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努める組織。</p> <p>本市では、住民代表として自治会連合会老人クラブ連合会、医師会など、またバスやタクシー事業者、国、県、市などを構成員として、主にコミュニティバス「くるりん」のあり方などについて見直し・検討を行っている。</p>
地域内フィーダー系統	バスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港において、複数の市町村をまたがる基幹的な公共交通である地域間交通ネットワークと接続する支線となる系統のことをいう。
地域間交通ネットワーク	複数市町村をまたがる地域間幹線バス系統、鉄軌道路線、内航旅客船航路及び国内定期航空路をいう。
地域間幹線バス系統	複数市町村にまたがる平日1日当たりの計画運行回数が3回以上の路線バスをいう。
地域間幹線系統	地域間交通ネットワークの中で、平日1日あたりの計画運行便数が3回以上、乗車人数が1日15人～150人、経常赤字、生活交通ネットワーク計画に記載されているなどの一定の条件を満たす路線バスなどをいう。
交通不便地域	半径1km以内にバス停、鉄軌道駅、海港及び空港が存しない集落、市街地で地方運輸局長等が指定する地域のこと。
交通空白地帯	<p>一般的に鉄道や路線バスが運行されていない地域のことをいう。</p> <p>本市では鉄道駅から半径1km及びバス停から半径300m圏域外の地区として定義している。</p>

交通弱者	<p>一般的には運転免許証がないなど、他に交通手段を持たない人のことをいう。</p> <p>本市では「自力でバスの乗降が可能な65歳以上の高齢者及び障害者、学生を除く自動車免許証を持たない人」としている。</p>
シャトル便	<p>拠点間を往復するバスのこと。本市では、循環便と区別するための用語として使用している。</p>
デマンド	<p>一般的に、デマンド(需要・要求)に応じて運行する乗合交通機関をいう。</p> <p>事前に電話等により予約を要する場合が多く、よりタクシーに近いドア・ツー・ドアから、バス停間の移動や路線バスタイプの迂回型など形態は多岐に渡る。</p> <p>予約が無い場合は運行しないため、無駄を省くことができる。</p> <p>本市における「事前予約型」もこれの1つである。</p>
一般乗合旅客自動車運送事業者	<p>道路運送法第3条に基づくもので、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業のうち、不特定多数の旅客を運送するバスのこと。</p> <p>路線バス事業がこれに該当する。</p> <p>本事業をはじめするには、国土交通大臣または地方運輸局長の許可を受けることが必要となる。</p>
一般乗用旅客自動車運送事業	<p>道路運送法第3条に基づくもので、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業のうち、一個の団体等と運送の契約を結び、車両を貸し切って運送する旅客自動車運送事業で、使用する車両は乗車定員が10人以下の自動車となる。</p> <p>ハイヤー・タクシー事業がこれに該当する。</p> <p>本事業をはじめするには、国土交通大臣または地方運輸局長の許可を受けることが必要となる。</p>
ノンステップバス	<p>バリアフリー対策のひとつとして、出入口の段差を無くして乗降性を高めた低床バスのことをいう。</p>
バリアフリー	<p>対象者である障害者を含む高齢者等の社会的弱者が、社会生活に参加する上で、生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた事物および状態を指す用語である。</p>
人口集中地区	<p>原則として、人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域のこと。</p>
無作為抽出	<p>調査対象をある母集団(調査対象の全体)から、ランダム(無作為)に標本抽出(サンプリング)する行為のこと。</p>